

議案第40号

令和3年2月17日提出

松山市長 野志克仁

久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び久万高原町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参考照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

## (別 紙)

別表（第2条、第3条関係）

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	<p>中小企業の振興 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。</p> <p>企業立地の支援 景気動向や雇用状況等、圏域内の状況について意見交換や情報共有を行うとともにコロナ禍による地方見直しの動きも注視しつつ、松山圏域での企業の誘致、拡大、定着及び留置に向けた活動に繋げるほか、圏域の戦略も検討していく。</p>	松山市が中心となって実施し、久万高原町内の事業者への周知・啓発等は久万高原町が実施する。 松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	<p>圏域が誇る農林水産物の消費拡大 圏域の各市町が連携し、官民連携による商品開発のほか、広報やPRなどを通じて農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進する。</p> <p>有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を図ることで実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。</p>	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。 松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		<p>I C T等を活用した「スマート農業」の研究 各市町でのスマート農業に向けた取組を情報共有し、それぞれの產品や農地の事情に応じた技術の導入について研究する。</p>	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	山・街・海をつなぐ広域観光の推進	<p>「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等において連携市町の特產品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。</p>	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特產品PRや情報発信は松山市と久万高原町が協議し、可能なものから実施を検討する。

		圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーやの実施	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシー やレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、国内外へ効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持 松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間／365日維持する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		火災調査事例の共同研究と合同調査 圏域の消防防災力を向上させるため、火災調査事例報告会を合同で開催し、圏域内で発生した特異な調査事例等を消防本部間相互に共有することで、圏域の火災予防及び消防活動体制の向上に繋げる。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		消防分野の合同就職説明会 性別を問わず、様々な場面で活躍する機会がある消防の現状をしっかりと理解してもらうよう、圏域内消防本部合同で説明会などを行い、採用拡大に繋げる。	松山市を中心としつつ、松山市と久万高原町が協力して実施する。
		圏域内消防機能の共同運用 消防指令センター や特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	松山市と久万高原町が協議し、決定する。
		都市圏域内の道路ネットワークの強化 都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と久万高原町で連携可能性を協議する。
	広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	松山空港の利用促進 松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と久万高原町で連携可能性を協議する。

		J R 松山駅周辺地区整備事業による 広域交通結節機能の向上	松山市が実施する。 広域的な検討が必要な場合は、松山市と 久万高原町で連携可能性を協議する。
圏域における 課題解決機能 の向上		J R 松山駅周辺を圏域全体の広域交 通の結節点として、また、交流拠点 としてふさわしい施設整備に取り組 むとともに、連携の可能性を検討す る。	
		松山アーバンデザインセンターによ る人材育成	松山市が中心となっ てスクール活動を支 援し、必要に応じて 協議のうえ連携・支 援内容を検討する。
		松山アーバンデザインセンターが取 り組むアーバンデザインスクールの 対象者を圏域内住民から募集し、圏 域内の市町と連携することで総合的 なまちづくりをより広域的に推進す る。	
圏域全体 の生活関 連機能サ ービスの 向上	医療・介護・ 福祉サービス の充実	S D G s の推進	松山市は、推進協議 会事務局を担い事業 を主体的に実施し、 久万高原町は、S D G s に係る久万高原 町内での周知・啓発 等を実施する。
		産学金官民などの多様なステークホ ルダーが加入する松山市 S D G s 推 進協議会（プラットフォーム）での 活動を通じて、圏域内市町が連携し ながら、S D G s の考え方沿った持 続可能なまちづくりを検討し、地 域の課題解決に向けた取組の拡大に 繋げる。	
		救急医療の適正利用	松山市が中心となっ て取り組み、久万高 原町内での周知・啓 発等は、久万高原町 が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフ レット及びガイドブックを共同で作 成し、幼稚園、保育園等において、 適正受診の啓発を圏域内市町で実施 する。	
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーシ ョンの救急隊員と圏 域の救急隊員が相互 に協力し、研修や訓 練を実施する。
		圏域内の救命率向上を図るために、 「松山市救急ワークステーション」 を活用し、救急救命士等の教育体制 を充実させる。	
		健康づくりの推進	松山市が中心となっ て実施し、必要に応 じて松山市と久万高 原町との協議により 決定する。
		健康意識の向上や主体的な健康づく りに多くの住民が取り組めるよう、 他市町の住民も参加可能なオンライン の健康づくり講座を開催する。	

		地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となって情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		各市町での取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていくけるまちづくりに取り組む。	
	結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受け入れ 病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		保育を必要とする子どもの広域受け入れ 保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受け入れを実施する。	保育所等の利用希望がある場合、松山市と久万高原町で協議を行い、広域受け入れを実施する。
		児童クラブ支援員研修の連携 圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	研修会を開催する市町が中心となって実施する。
		子育てイベントや研修の共同開催 圏域内市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施 出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。	婚活関係イベントは松山市と久万高原町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
		産後ケア事業の推進 産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方に対し、産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、各市町が連携して広域利用に取り組む。	松山市が中心となって圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。

文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	圏域全体の図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を松山圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	圏域全体の文化施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	博物館等の文化施設について、出張展示等による情報発信のほか、観光、文化、学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	スポーツ大会、合宿等の誘致・開催について、圏域で連携し、柔軟な会場確保や文化体験の充実を図ることで、大規模大会等の誘致・開催を進め、圏域全体の活性化に繋げる。	
	災害対策の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	災害対策広域連携事業の推進 圏域の防災力向上を図るために、担当者会議や合同訓練等を実施することにより、平常時からの連携強化に取り組む。	
環境保全施策の推進	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
	圏域での地球温暖化対策の推進	連携するイベントや取組によって松山市と久万高原町が協議し、役割を決定する。
	圏域内で開催されるイベントでクールチョイスなど環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	
環境学習・普及啓発の推進	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と久万高原町が協議し、役割を決定する。
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。	

暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。	
		汚泥の共同処理に係る調査研究	
圏域内でのごみ処理広域化の検討	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
		圈域内市町のごみ処理広域化について、協議会を設置し、検討を進める。	
移住の促進	圏域への移住を促進するため、コロナ禍により地方居住が注目されている動きにも留意し、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等を共同で実施する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
広報紙の連携	エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
若者のふるさと体験を通した誇りや愛着の醸成	若者が3市3町の魅力を知り、圏域への誇りや愛着を育む機会を設けるとともに、若者自身の手でその情報を拡散するなど圏域のPRを行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
民間が主導する連携事業の推進	商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、賑わいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。	松山市を中心としつつ、松山市と久万高原町が協力して実施する。	
圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進 オープンデータ数の拡充及び国が示す推奨データセット数の拡充により、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	

		空き家対策及び公営住宅の管理等の共有化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		松山圏域の3市3町が抱えている空き家対策及び公営住宅の管理等の課題解決に向けて連携する。	
		実務研修員の受け入れ	
		様々な行政課題の解決と職員の人材育成のため、圏域市町間で実務研修員の受け入れを行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。



議案第 4.1 号

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定により、松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び松前町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定に基づき、次のとおり平成 28 年 7 月 8 日に締結した松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表（第2条、第3条関係）

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。  企業立地の支援 景気動向や雇用状況等、圏域内の状況について意見交換や情報共有を行うとともにコロナ禍による地方見直しの動きも注視しつつ、松山圏域での企業の誘致、拡大、定着及び留置に向けた活動に繋げるほか、圏域の戦略も検討していく。	松山市と松前町が連携して実施し、事業者への周知・啓発等はそれぞれの市町が実施する。  松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大		圏域が誇る農林水産物の消費拡大 圏域の各市町が連携し、官民連携による商品開発のほか、広報やPRなどを通じて農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進する。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進		I C T等を活用した「スマート農業」の研究 各市町でのスマート農業に向けた取組を情報共有し、それぞれの產品や農地の事情に応じた技術の導入について研究する。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等において連携市町の特產品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特產品PRや情報発信は松山市と松前町が協議し、可能なものから実施を検討する。
		圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーや実施 圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシー・レンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、国内外へ効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。

高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圈域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		松山医療圏として圈域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間／365日維持する。	
		火災調査事例の共同研究と合同調査	
		圈域の消防防災力を向上させるため、火災調査事例報告会を合同で開催し、圈域内で発生した特異な調査事例等を消防本部間相互に共有することで、圈域の火災予防及び消防活動体制の向上に繋げる。	
		消防分野の合同就職説明会	
広域的公共交通網の構築と圈域拠点の整備		性別を問わず、様々な場面で活躍する機会がある消防の現状をしっかりと理解してもらうよう、圈域内消防本部合同で説明会などを行い、採用拡大に繋げる。	松山市と松前町が協力して実施する。
		圈域内消防機能の共同運用	
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
		都市圏域内の道路ネットワークの強化	
		都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、I C付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と松前町で連携可能性を協議する。
		松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。	
		J R 松山駅周辺地区整備事業による広域交通結節機能の向上	
		J R 松山駅周辺を圈域全体の広域交通の結節点として、また、交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに、連携の可能性を検討する。	

	圏域における課題解決機能の向上	SDGsの推進 産学金官民などの多様なステークホルダーが加入する松山市SDGs推進協議会（プラットフォーム）での活動を通じて、圏域内市町が連携しながら、SDGsの考え方へ沿った持続可能なまちづくりを検討し、地域の課題解決に向けた取組の拡大に繋げる。	松山市は推進協議会事務局を担い、松前町はSDGsに係る松前町内での周知・啓発等を実施する。
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用 救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等において、適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。	松山市と松前町が連携して実施し、周知・啓発等は、それぞれの市町が実施する。
		救急ワークステーションの活用 圏域内の救命率向上を図るために、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	救急ワークステーションの救急隊員と圏域の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		健康づくりの推進 健康意識の向上や主体的な健康づくりに多くの住民が取り組めるよう、他市町の住民も参加可能なオンラインの健康づくり講座を開催する。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		地域包括ケアシステムの推進 各市町での取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていくまちづくりに取り組む。	松山市が中心となって情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		結婚・出産・子育て支援の充実 病児・病後児保育の広域受け入れ 病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		保育を必要とする子どもの広域受け入れ 保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受け入れを実施する。	保育所等の利用希望がある場合、松山市と松前町で協議を行い、広域受け入れを実施する。

	<p>児童クラブ支援員研修の連携</p> <p>圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。</p>	研修会を開催する市町が中心となって実施する。
	<p>子育てイベントや研修の共同開催</p> <p>圏域内市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施</p> <p>出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。</p>	婚活関係イベントは松山市と松前町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
	<p>産後ケア事業の推進</p> <p>産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方に対し、産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、各市町が連携して広域利用に取り組む。</p>	松山市と松前町が連携して圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。
文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	<p>圏域全体の図書館利用対象者の拡大</p> <p>各市町立図書館の利用対象者を松山圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。</p>	必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>圏域全体の文化施設の戦略的な活用</p> <p>博物館等の文化施設について、出張展示等による情報発信のほか、観光、文化、学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。</p>	必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>プロスポーツ支援</p> <p>圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るために、プロスポーツへの支援を行う。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。

		スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		スポーツ大会、合宿等の誘致・開催について、圏域で連携し、柔軟な会場確保や文化体験の充実を図ることで、大規模大会等の誘致・開催を進め、圏域全体の活性化に繋げる。	
災害対策の推進	災害対策広域連携事業の推進	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	圏域の防災力向上を図るため、担当者会議や合同訓練等を実施することにより、平常時からの連携強化に取り組む。		
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
環境保全施策の推進	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	圏域での地球温暖化対策の推進	連携するイベントや取組によって松山市と松前町が協議し、役割を決定する。	
	圏域内で開催されるイベントでクールチョイスなど環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
環境保全施策の推進	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と松前町が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
環境保全施策の推進	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。		
重信川流域自治体による地下水の保全	重信川流域自治体による地下水の保全	必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	重信川流域の地下水を保全するため、流域自治体で連携して保全策の協議、検討を行う。		

	<p>圏域内でのごみ処理広域化の検討</p> <p>圏域内市町のごみ処理広域化について、協議会を設置し、検討を進める。</p>	松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の中で検討する。
暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	<p>移住の促進</p> <p>圏域への移住を促進するため、コロナ禍により地方居住が注目されている動きにも留意し、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等を共同で実施する。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>広報紙の連携</p> <p>エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>若者のふるさと体験を通した誇りや愛着の醸成</p> <p>若者が3市3町の魅力を知り、圏域への誇りや愛着を育む機会を設けるとともに、若者自身の手でその情報を拡散するなど圏域のPRを行う。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>民間が主導する連携事業の推進</p> <p>商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、賑わいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。</p>	松山市と松前町が協力して実施する。
圏域内行政サービス効率化等の推進	<p>公共データの公開拡充と利活用促進</p> <p>オープンデータ数の拡充及び国が示す推奨データセット数の拡充により、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>空き家対策及び公営住宅の管理等の共有化</p> <p>松山圏域の3市3町が抱えている空き家対策及び公営住宅の管理等の課題解決に向けて連携する。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	<p>実務研修員の受け入れ</p> <p>様々な行政課題の解決と職員の人材育成のため、圏域市町間で実務研修員の受け入れを行う。</p>	松山市と松前町が連携して実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。

議案第42号

令和3年2月17日提出

松山市長 野志克仁

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び砥部町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参考照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表（第2条、第3条関係）

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。  企業立地の支援 景気動向や雇用状況等、圏域内の状況について意見交換や情報共有を行うとともにコロナ禍による地方見直しの動きも注視しつつ、松山圏域での企業の誘致、拡大、定着及び留置に向けた活動に繋げるほか、圏域の戦略も検討していく。	松山市が中心となって実施し、砥部町内の事業者への周知・啓発等は砥部町が実施する。  松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	圏域が誇る農林水産物の消費拡大 圏域の各市町が連携し、官民連携による商品開発のほか、広報やPRなどを通じて農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。	
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を図ることで実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。  I C T等を活用した「スマート農業」の研究 各市町でのスマート農業に向けた取組を情報共有し、それぞれの產品や農地の事情に応じた技術の導入について研究する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。  松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。	
	「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等において連携市町の特產品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特產品PRや情報発信は松山市と砥部町が協議し、可能なものから実施を検討する。	

		<p>圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーやの実施</p> <p>圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシー やレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、国内外へ効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。</p>	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	<p>救急医療提供体制の維持</p> <p>松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間／365日維持する。</p>	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		<p>火災調査事例の共同研究と合同調査</p> <p>圏域の消防防災力を向上させるため、火災調査事例報告会を合同で開催し、圏域内で発生した特異な調査事例等を消防本部間相互に共有することで、圏域の火災予防及び消防活動体制の向上に繋げる。</p>	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		<p>消防分野の合同就職説明会</p> <p>性別を問わず、様々な場面で活躍する機会がある消防の現状をしっかりと理解してもらうよう、圏域内消防本部合同で説明会などをを行い、採用拡大に繋げる。</p>	松山市を中心としつつ、松山市と砥部町が協力して実施する。
		<p>圏域内消防機能の共同運用</p> <p>消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。</p>	松山市と砥部町が協議し、決定する。
	広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	<p>都市圏域内の道路ネットワークの強化</p> <p>都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、I C付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。</p>	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。
		<p>松山空港の利用促進</p> <p>松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。</p>	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。

		J R 松山駅周辺地区整備事業による広域交通結節機能の向上	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。
圏域における課題解決機能の向上		J R 松山駅周辺を圏域全体の広域交通の結節点として、また、交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに、連携の可能性を検討する。	
		松山アーバンデザインセンターによる人材育成	松山市が中心となってスクール活動を支援し、必要に応じて協議のうえ連携・支援内容を検討する。
		松山アーバンデザインセンターが取り組むアーバンデザインスクールの対象者を圏域内住民から募集し、圏域内の市町と連携することで総合的なまちづくりをより広域的に推進する。	
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	SDGs の推進	松山市は、推進協議会事務局を担い事業を主体的に実施し、砥部町は、SDGs に係る砥部町内での周知・啓発等を実施する。
		救急医療の適正利用 救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等において、適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。	松山市が中心となって取り組み、砥部町内での周知・啓発等は、砥部町が実施する。
		救急ワークステーションの活用 圏域内の救命率向上を図るために、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	救急ワークステーションの救急隊員と圏域の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		健康づくりの推進 健康意識の向上や主体的な健康づくりに多くの住民が取り組めるよう、他市町の住民も参加可能なオンラインの健康づくり講座を開催する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。

	地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となって情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
	各市町での取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていくけるまちづくりに取り組む。	
結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受け入れ 病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	保育を必要とする子どもの広域受け入れ 保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受け入れを実施する。	保育所等の利用希望がある場合、松山市と砥部町で協議を行い、広域受け入れを実施する。
	児童クラブ支援員研修の連携 圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	研修会を開催する市町が中心となって実施する。
	子育てイベントや研修の共同開催 圏域内市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施 出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。	婚活関係イベントは松山市と砥部町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
	産後ケア事業の推進 産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方に対し、産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、各市町が連携して広域利用に取り組む。	松山市が中心となって圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。

文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	圏域全体の図書館利用対象者の拡大 各市町立図書館の利用対象者を松山圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	圏域全体の文化施設の戦略的な活用 博物館等の文化施設について、出張展示等による情報発信のほか、観光、文化、学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	プロスポーツ支援 圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力 スポーツ大会、合宿等の誘致・開催について、圏域で連携し、柔軟な会場確保や文化体験の充実を図ることで、大規模大会等の誘致・開催を進め、圏域全体の活性化に繋げる。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
災害対策の推進	災害対策広域連携事業の推進 圏域の防災力向上を図るために、担当者会議や合同訓練等を実施することにより、平常時からの連携強化に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進 災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	環境保全施策の推進 圏域での地球温暖化対策の推進 圏域内で開催されるイベントでクールチョイスなど環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	連携するイベントや取組によって松山市と砥部町が協議し、役割を決定する。
	環境学習・普及啓発の推進 圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と砥部町が協議し、役割を決定する。

		合併処理浄化槽の普及促進 生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		汚泥の共同処理に係る調査研究 効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		重信川流域自治体による地下水の保全 重信川流域の地下水を保全するため、流域自治体で連携して保全策の協議、検討を行う。	必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		圏域内でのごみ処理広域化の検討 圏域内市町のごみ処理広域化について、協議会を設置し、検討を進める。	松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の中で検討する。
暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり		移住の促進 圏域への移住を促進するため、コロナ禍により地方居住が注目されている動きにも留意し、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等を共同で実施する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		広報紙の連携 エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		若者のふるさと体験を通した誇りや愛着の醸成 若者が3市3町の魅力を知り、圏域への誇りや愛着を育む機会を設けるとともに、若者自身の手でその情報を拡散するなど圏域のPRを行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		民間が主導する連携事業の推進 商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、賑わいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。	松山市を中心としつつ、松山市と砥部町が協力して実施する。

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進 オープンデータ数の拡充及び国が示す推奨データセット数の拡充により、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	空き家対策及び公営住宅の管理等の共有化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	松山圏域の3市3町が抱えている空き家対策及び公営住宅の管理等の課題解決に向けて連携する。	
	実務研修員の受け入れ 様々な行政課題の解決と職員の人材育成のため、圏域市町間で実務研修員の受け入れを行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。



## 議案第43号

令和3年2月17日提出

松山市長 野志克仁

## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 味酒 143号線	衣山二丁目	衣山二丁目	
2	市道 味生 298号線	清住二丁目	清住二丁目	
3	市道 味生 299号線	清住二丁目	清住二丁目	
4	市道 生石 295号線	高岡町	高岡町	
5	市道 生石 296号線	高岡町	高岡町	
6	市道 垣生 207号線	西垣生町	西垣生町	
7	市道 久枝 283号線	西長戸町	西長戸町	
8	市道 潮見 142号線	吉藤四丁目	吉藤四丁目	
9	市道 余土 253号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
10	市道 久米 255号線	来住町	来住町	
11	市道 久米 256号線	福音寺町	福音寺町	
12	市道 小野 241号線	南梅本町	南梅本町	
13	市道 浮穴 107号線	井門町	井門町	
14	市道 浮穴 108号線	森松町	森松町	
15	市道 石井 533号線	古川西三丁目	古川西三丁目	
16	市道 石井 534号線	居相四丁目	居相四丁目	

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
17	市道 石井 535号線	居相五丁目	居相五丁目	
18	市道 石井 536号線	西石井五丁目	西石井五丁目	
19	市道 桑原 279号線	畠寺一丁目	畠寺一丁目	
20	市道 桑原 280号線	畠寺一丁目	畠寺一丁目	
21	市道 桑原 281号線	東野三丁目	東野三丁目	
22	市道 余土 254号線	余戸東五丁目	余戸東五丁目	
23	市道 伊台 181号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
24	市道 伊台 182号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
25	市道 伊台 183号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
26	市道 伊台 184号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
27	市道 伊台 185号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
28	市道 伊台 186号線	南白水一丁目	南白水一丁目	
29	市道 浮穴 109号線	森松町	森松町	
30	市道 石井 537号線	今在家一丁目	今在家一丁目	

(提案理由)

図面番号第1～18号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第19～30号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参照)

都市計画法(抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

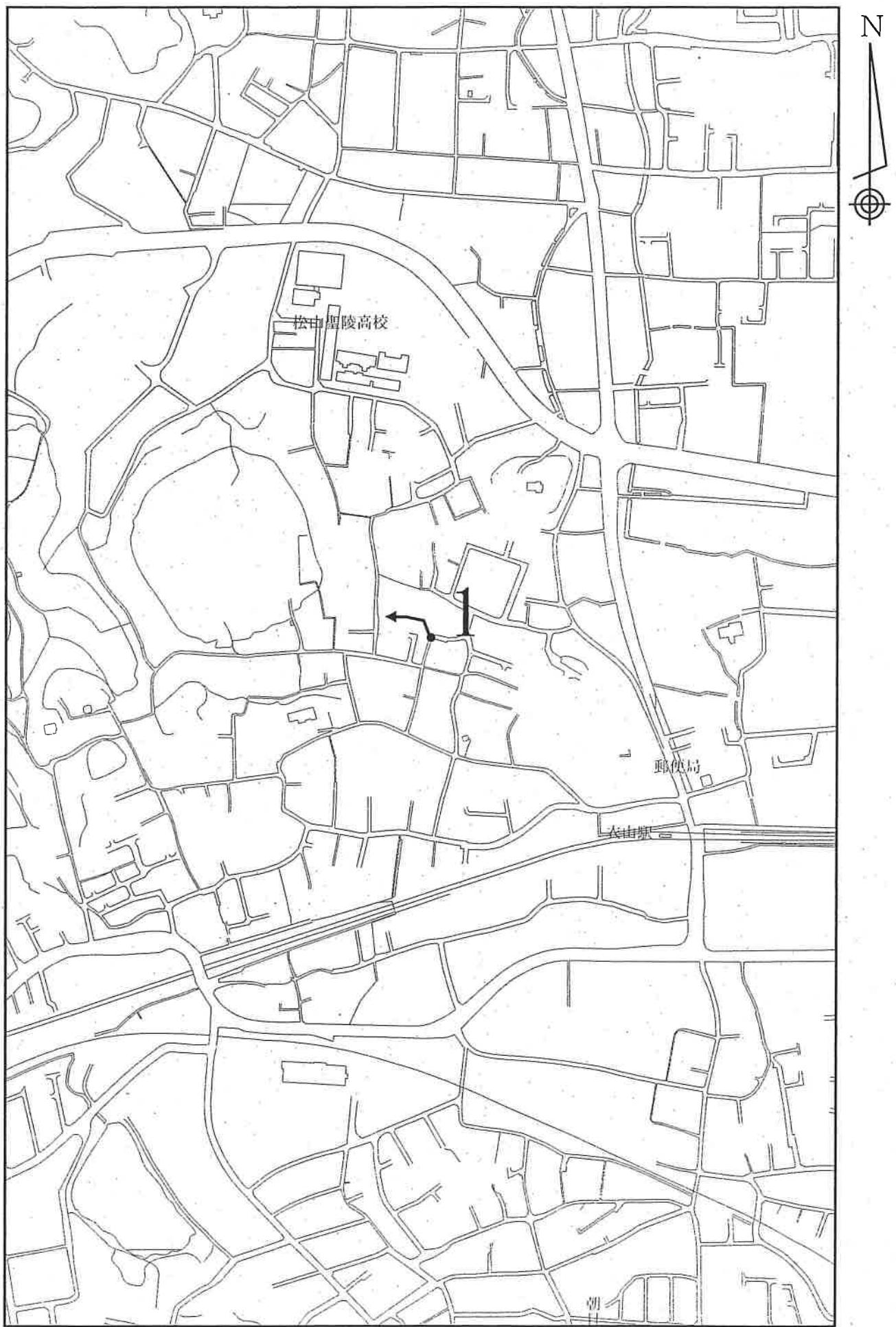
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

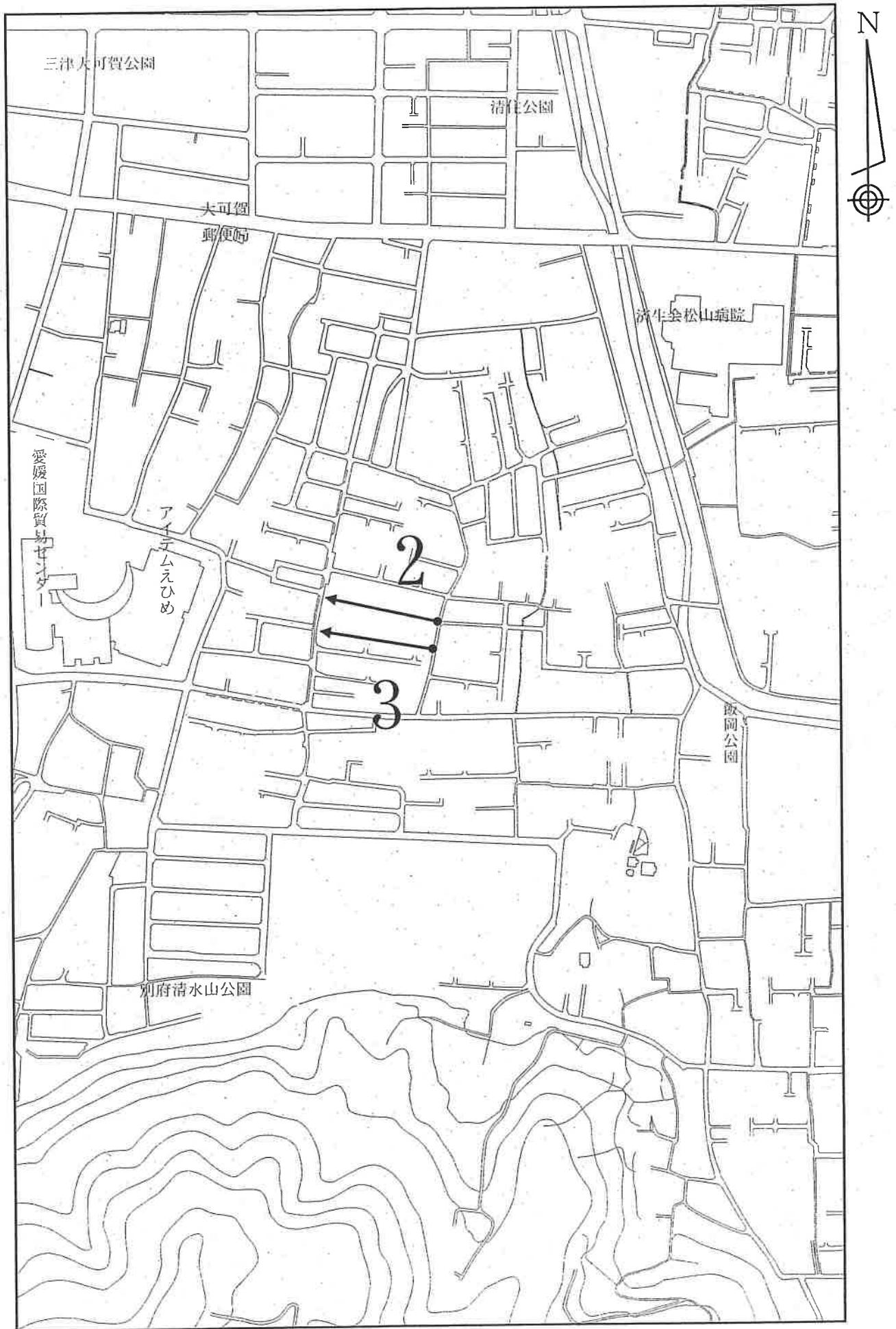
道路法(抄)

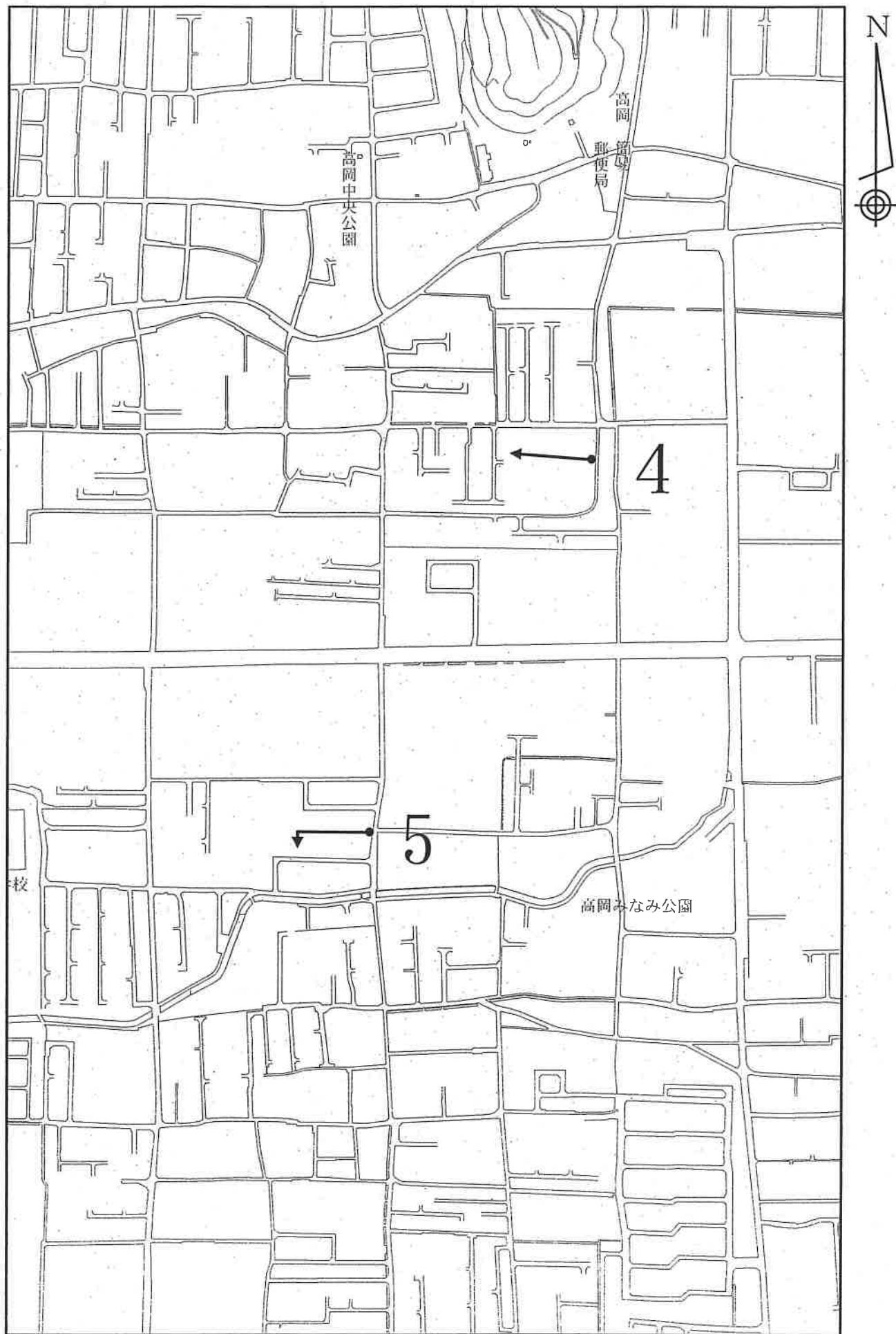
(市町村道の意義及びその路線の認定)

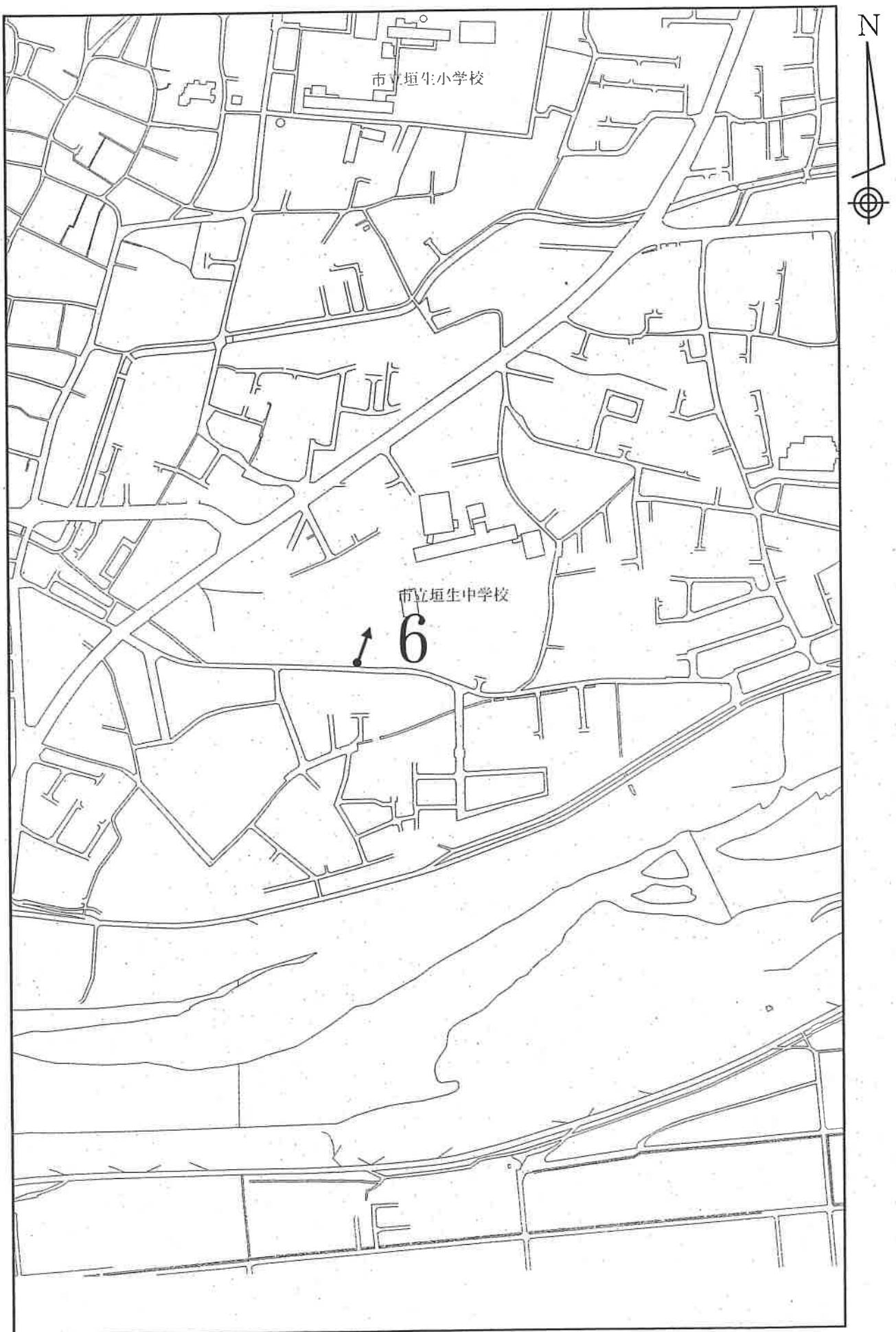
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

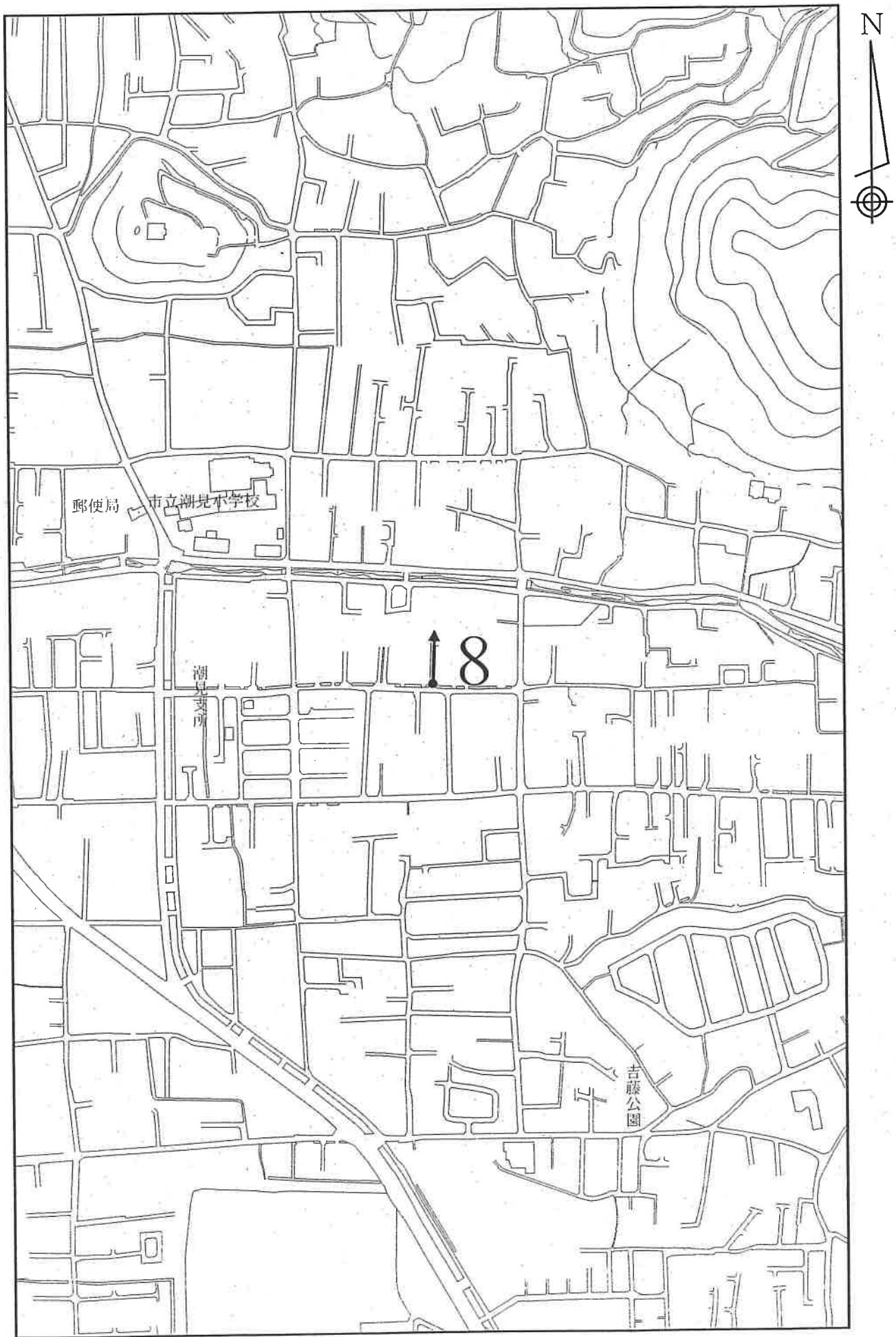


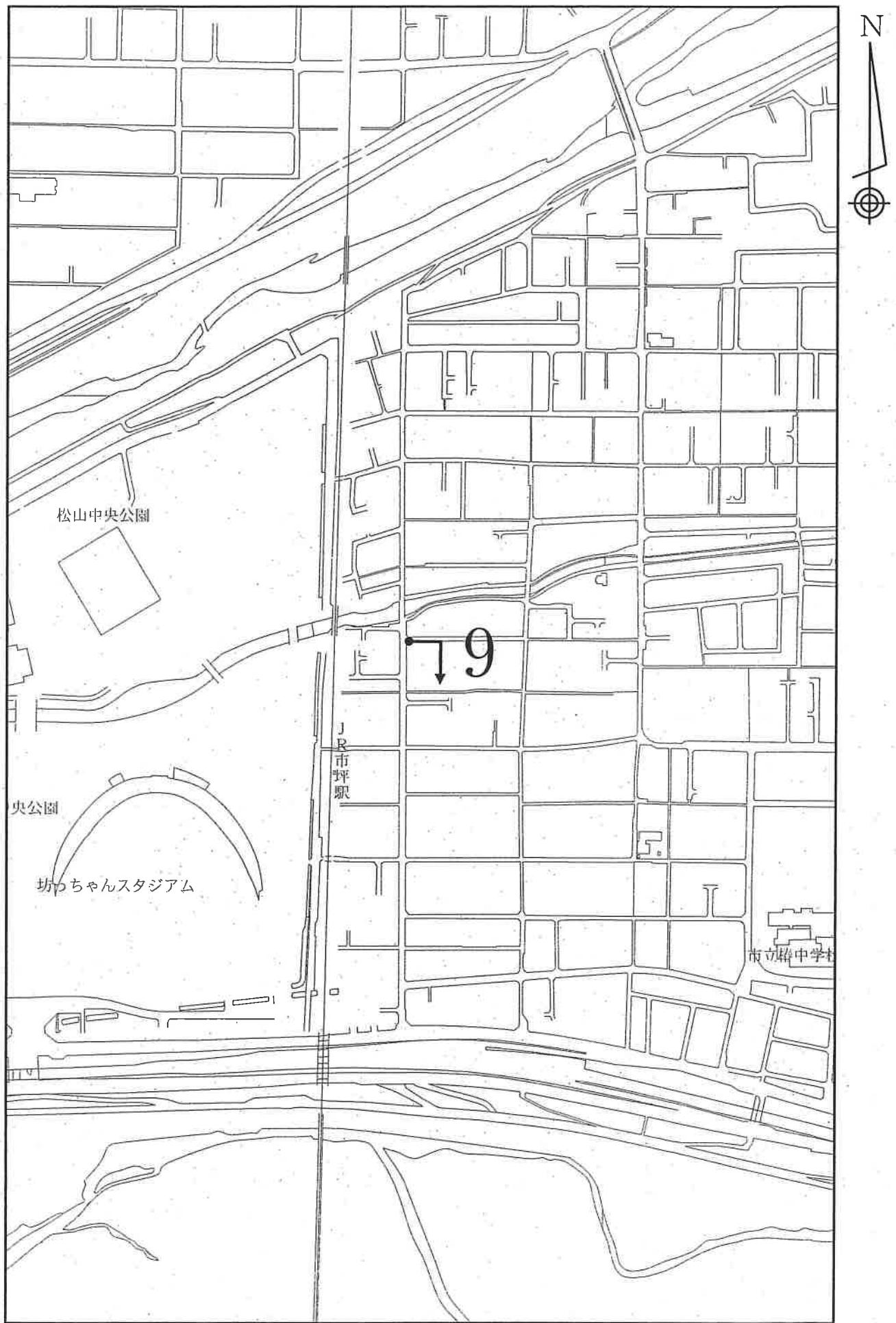


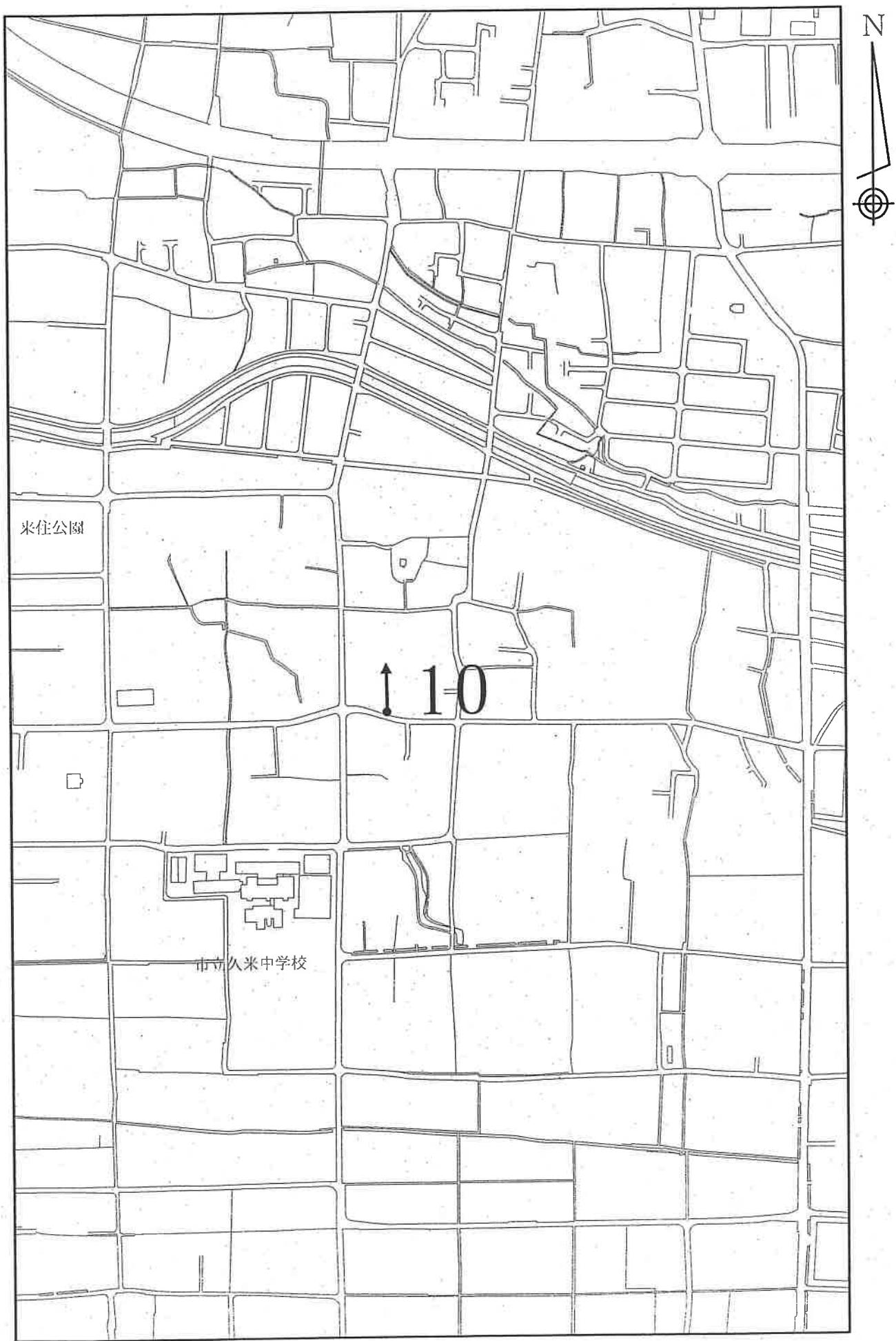


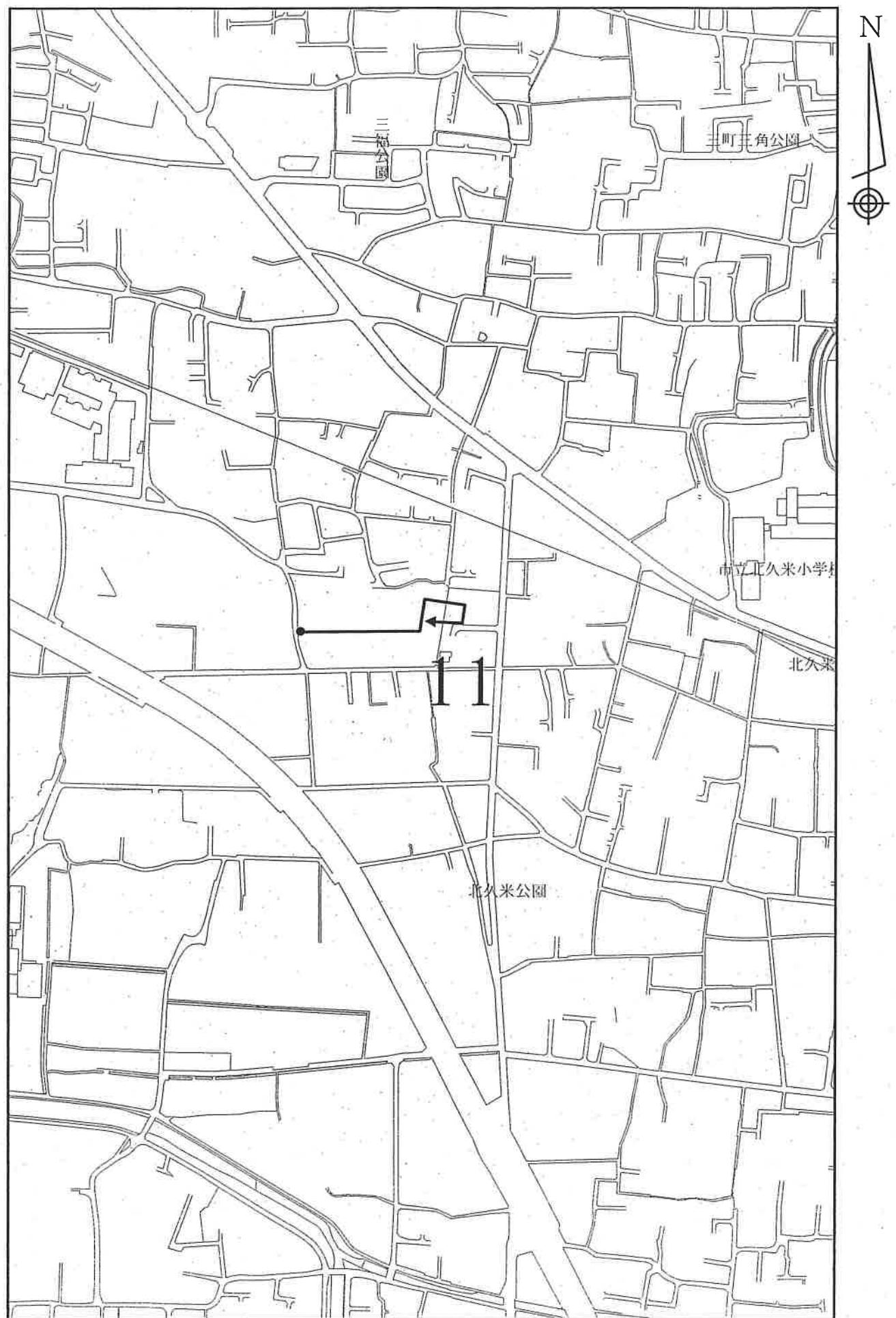


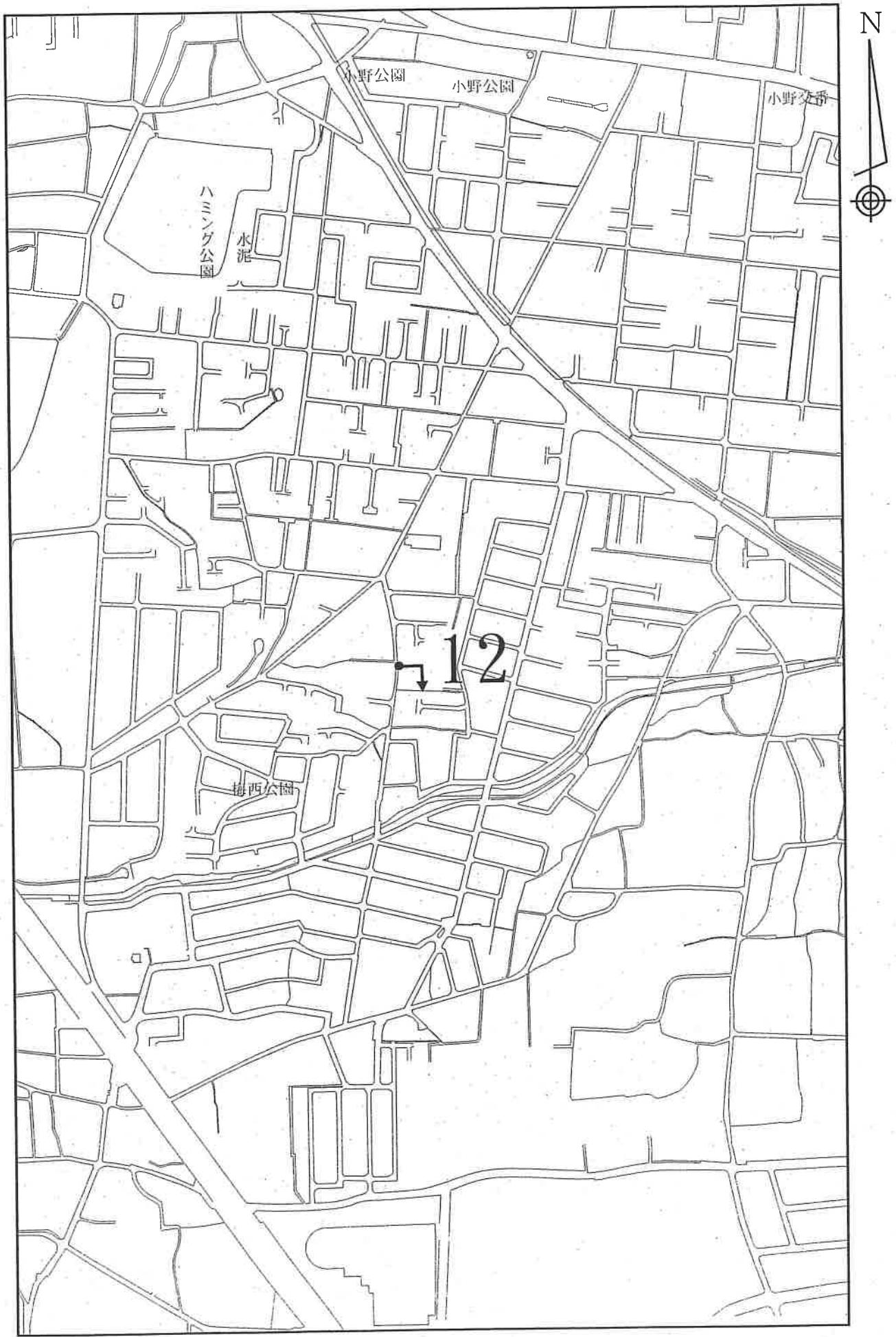


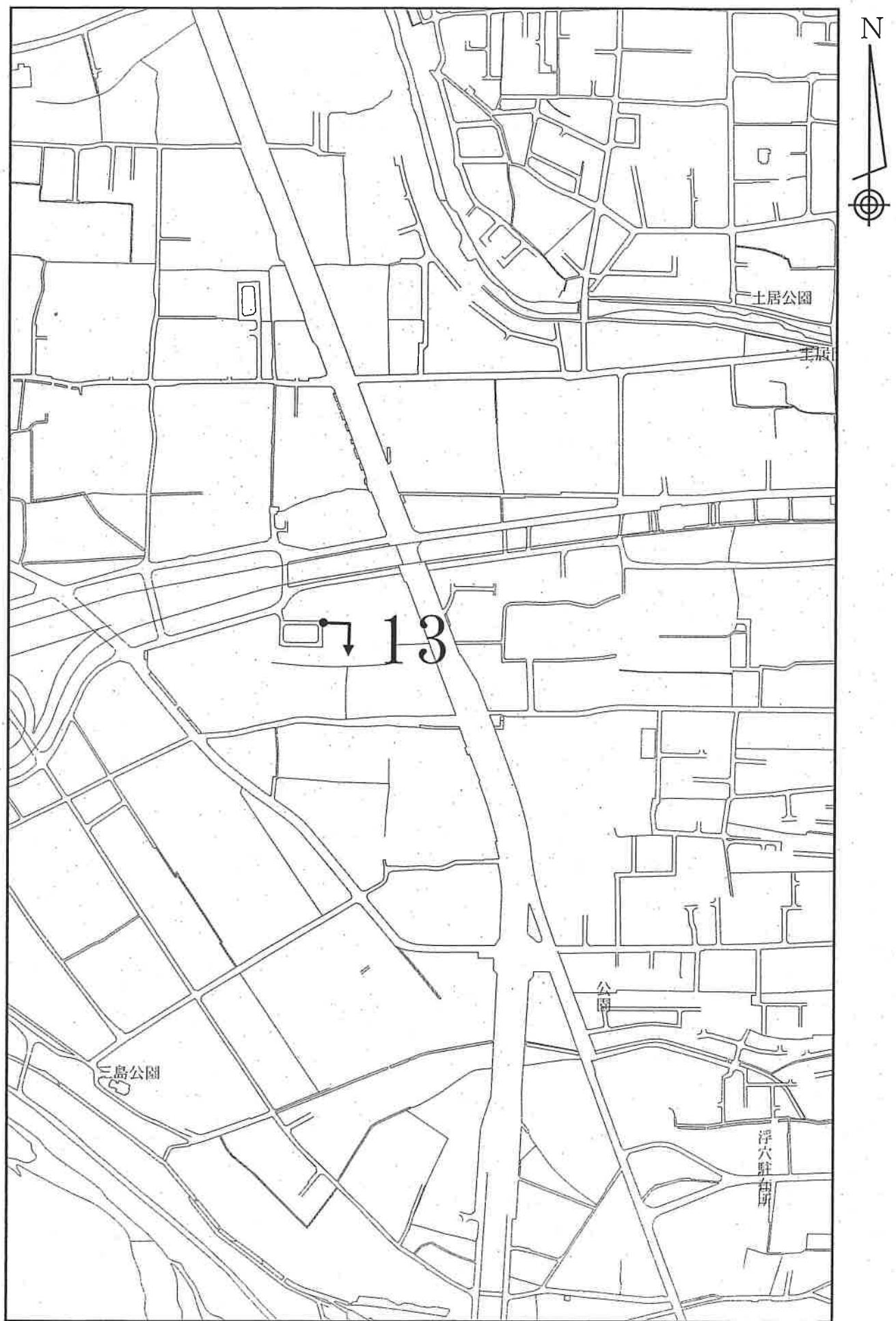


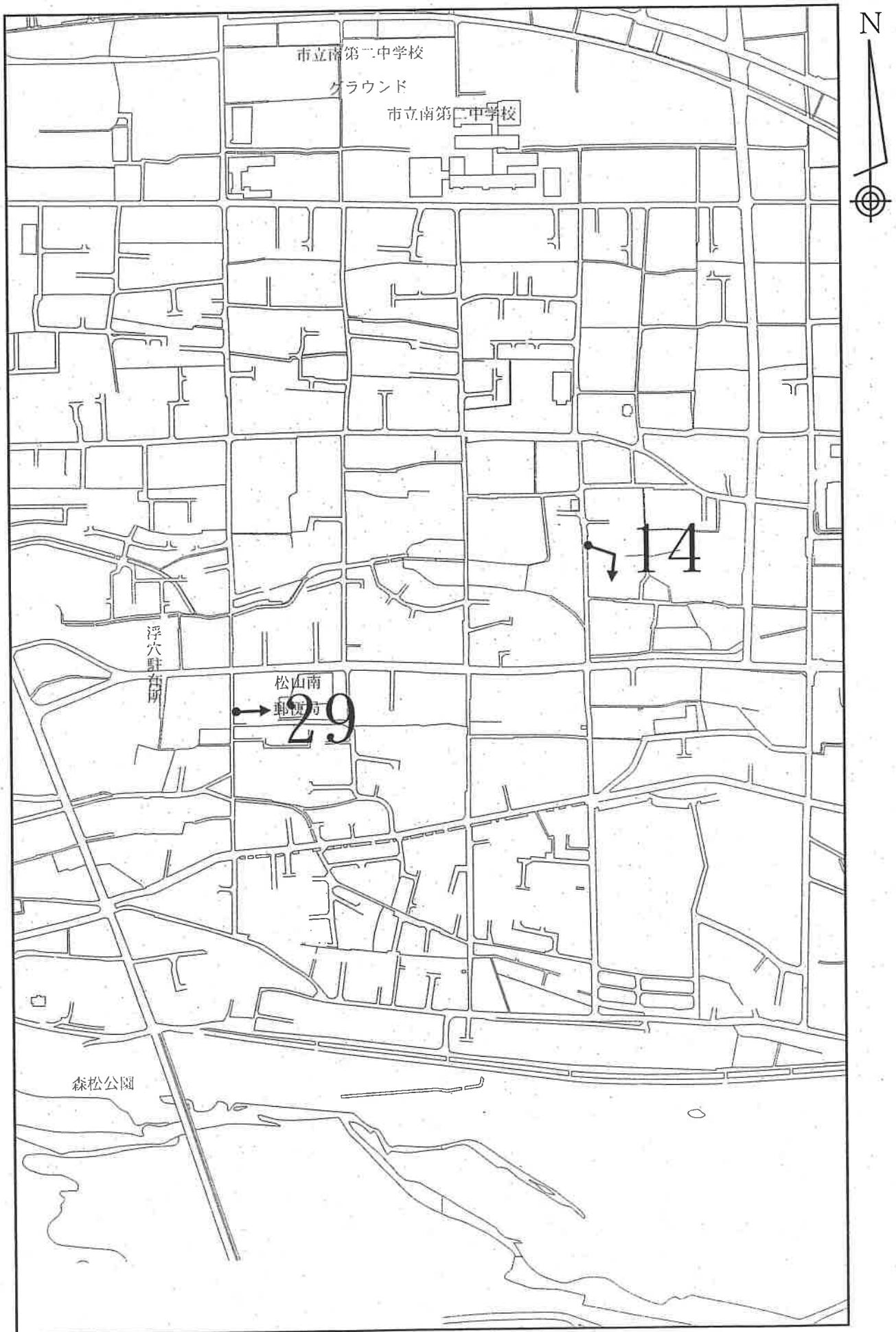


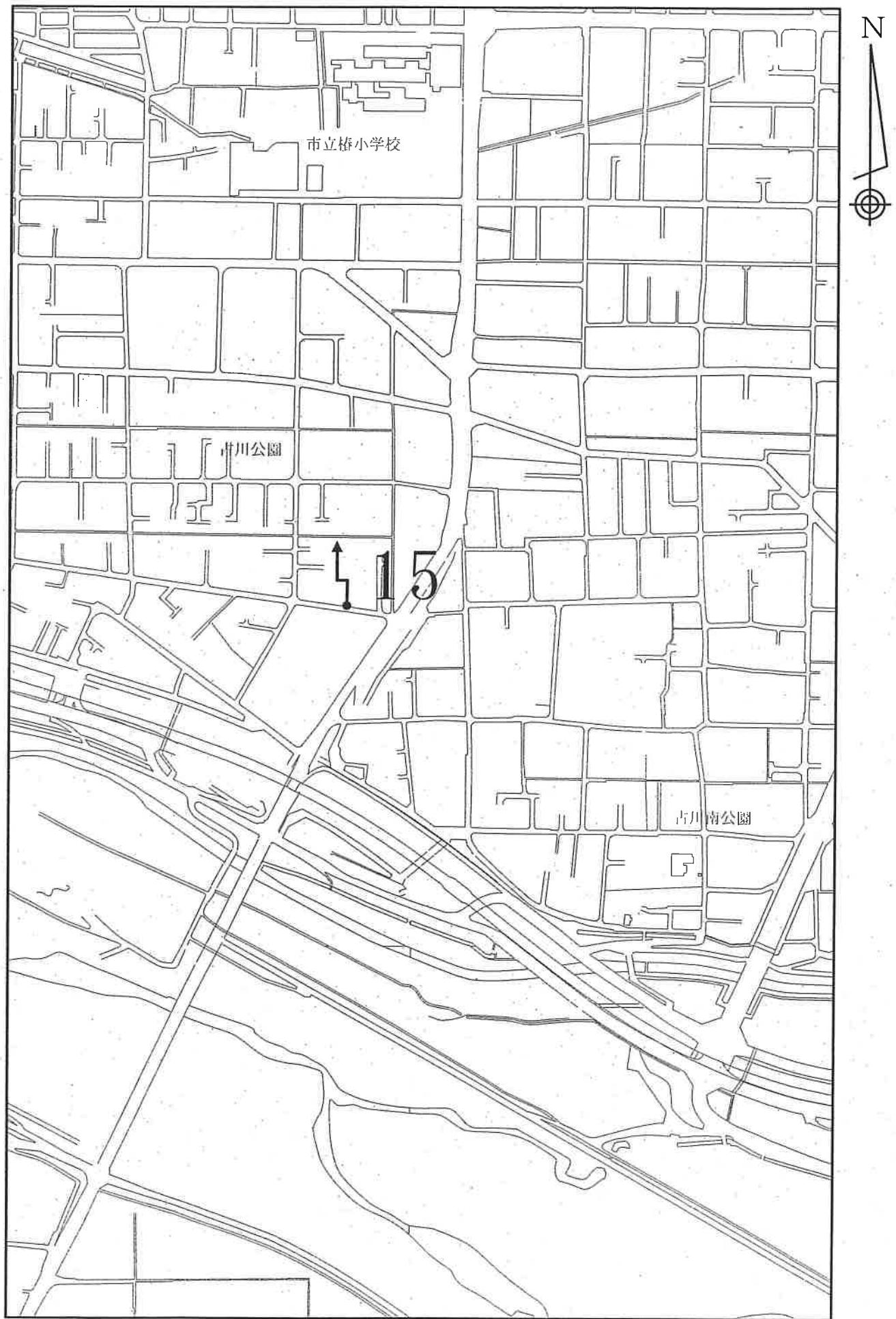


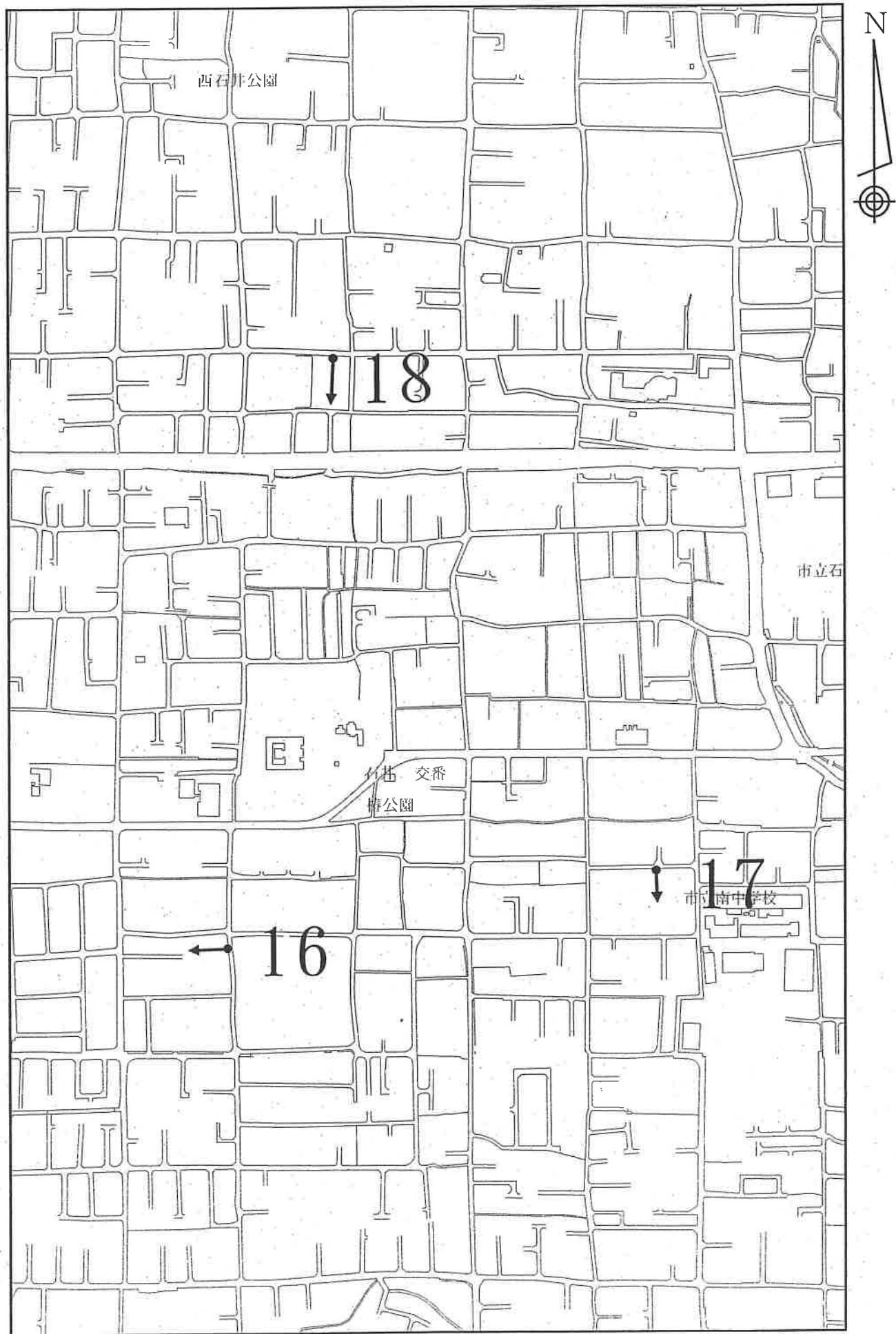


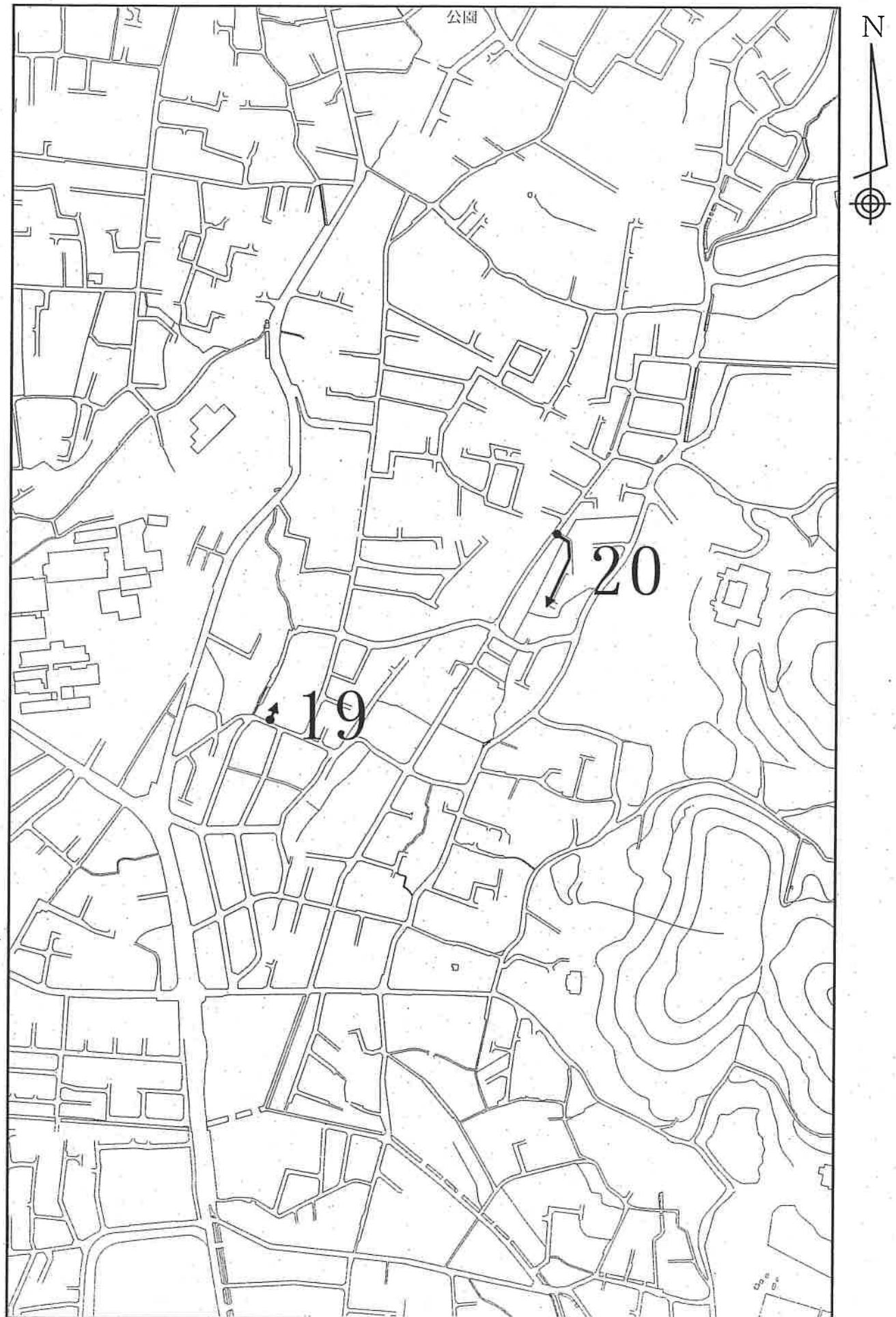


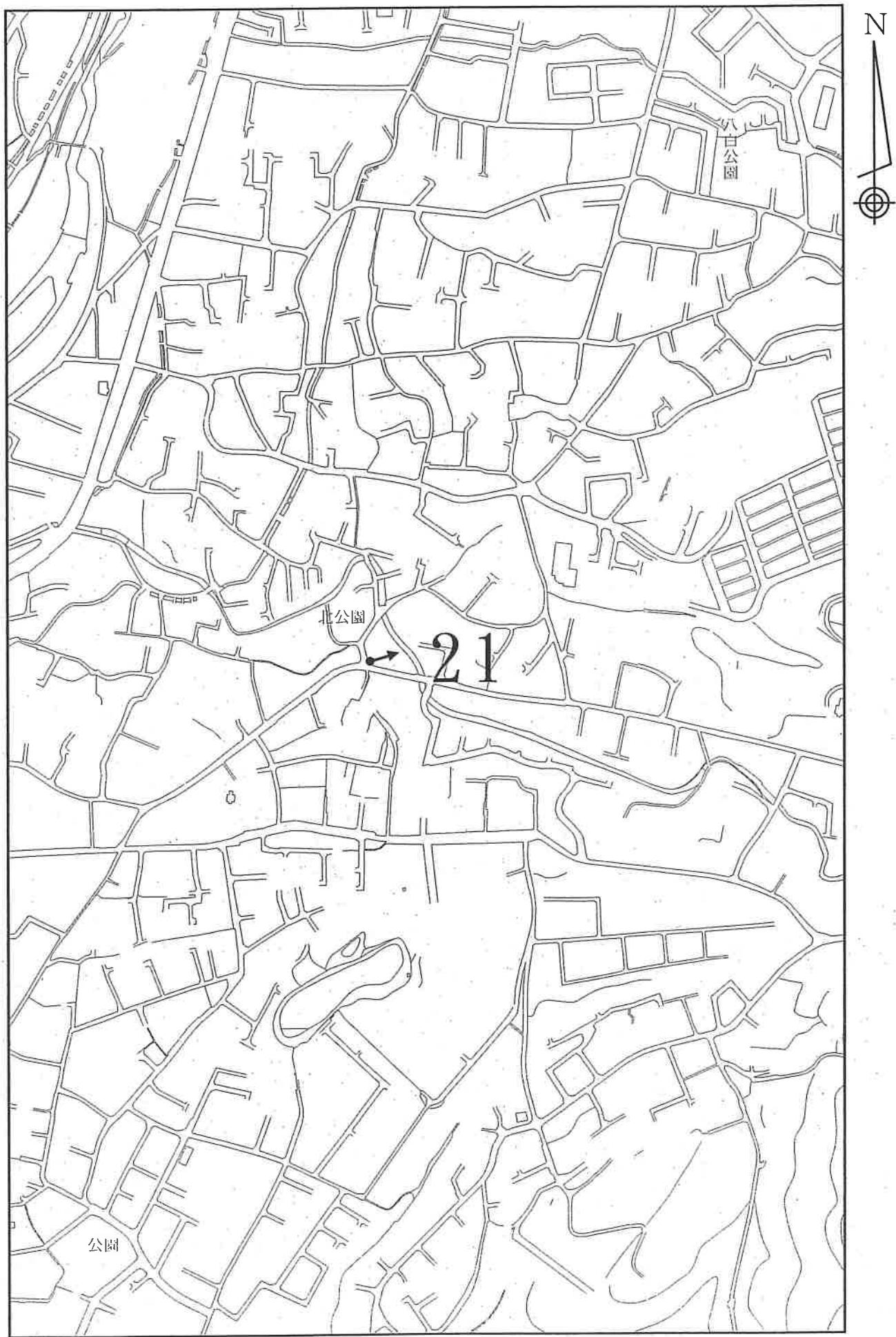


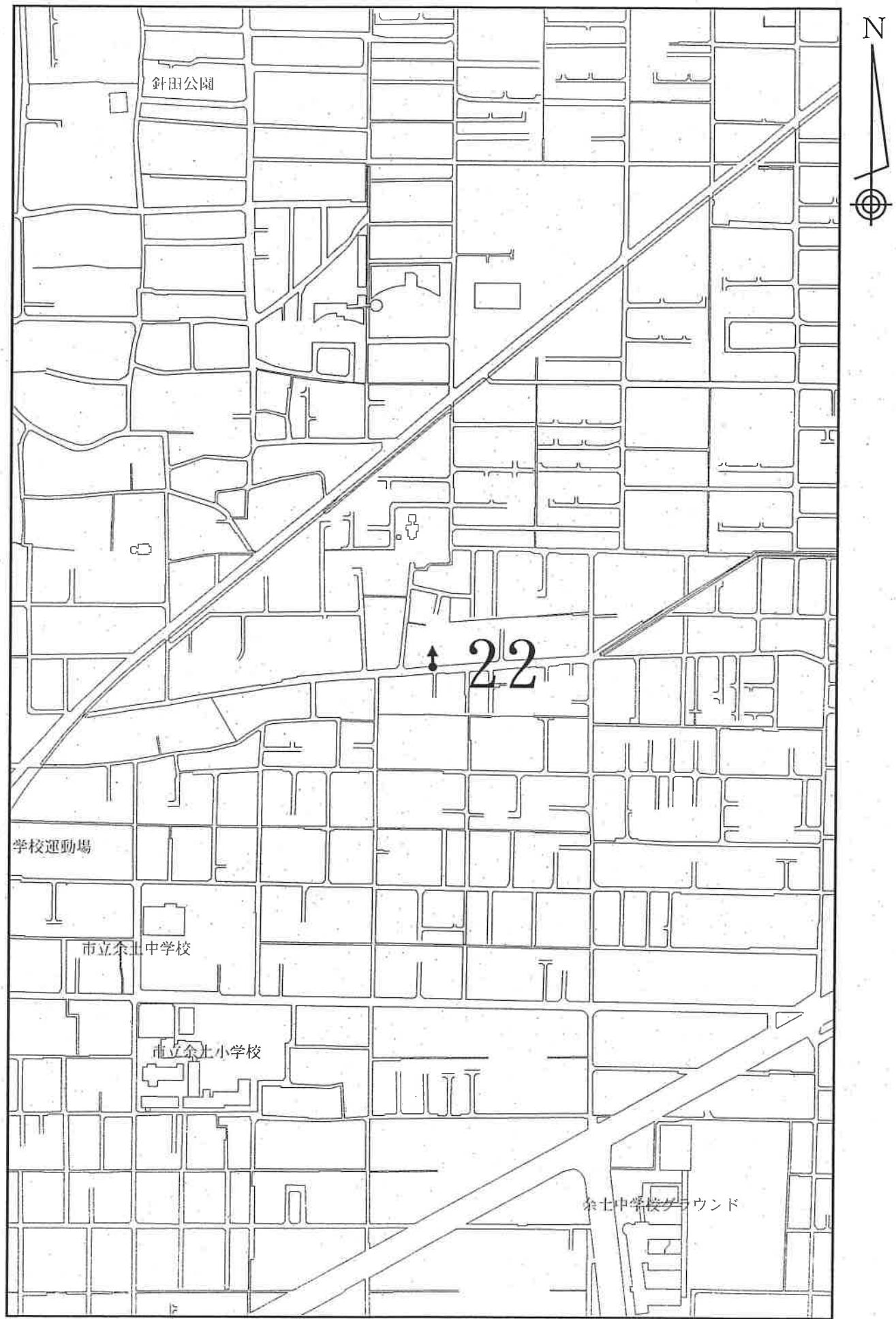




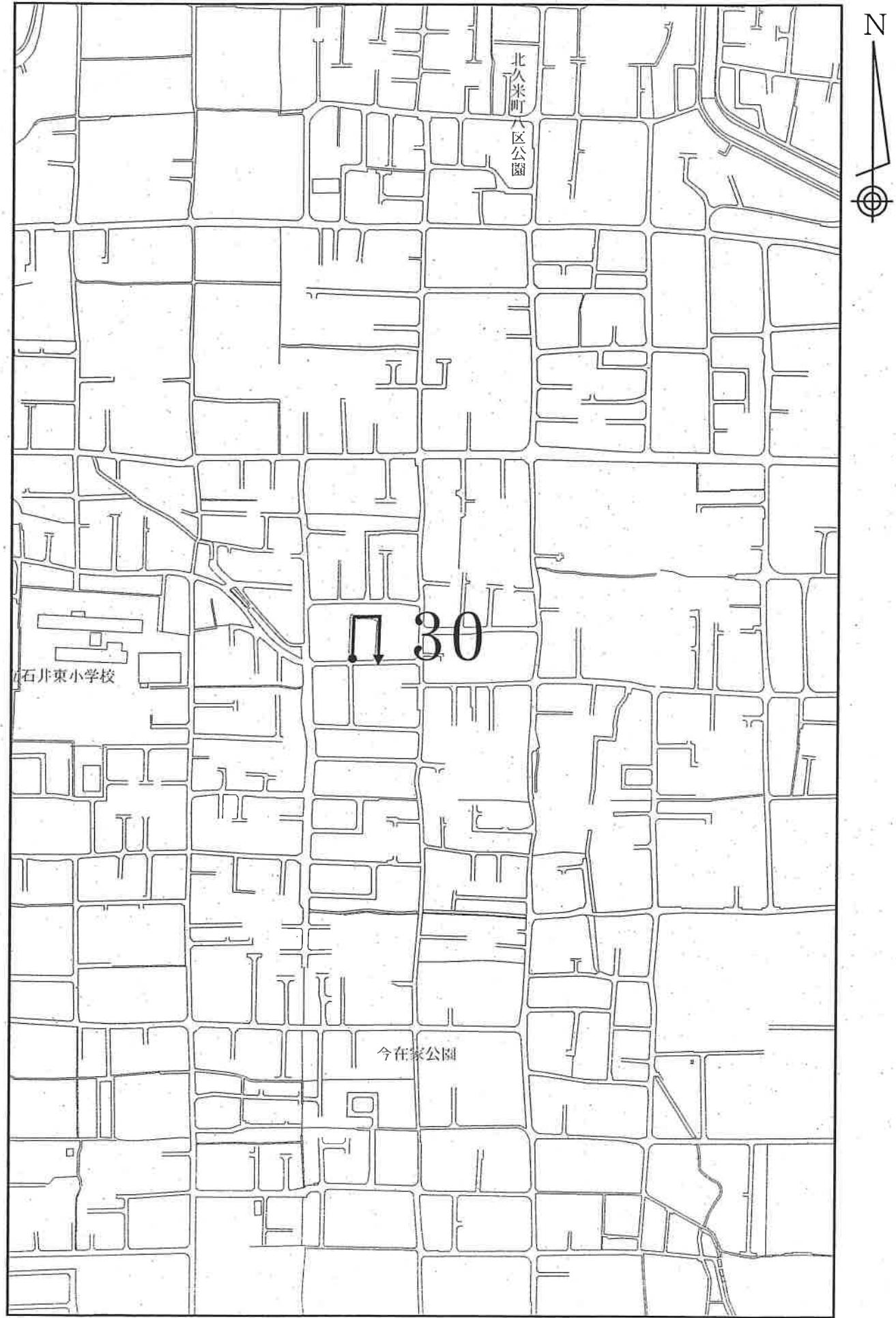












図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市道 味酒 143号線	松山市衣山二丁目 502番5地先	松山市衣山二丁目 497番3地先	4.3 ～ 6.8	47.4
2	市道 味生 298号線	松山市清住二丁目 1130番13地先	松山市清住二丁目 1130番19地先	5.3 ～ 11.4	107.2
3	市道 味生 299号線	松山市清住二丁目 1134番9地先	松山市清住二丁目 1134番3地先	5.3 ～ 11.4	107.3
4	市道 生石 295号線	松山市高岡町 196番19地先	松山市高岡町 196番15地先	4.3 ～ 8.6	68.5
5	市道 生石 296号線	松山市高岡町 336番15地先	松山市高岡町 336番11地先	4.3 ～ 8.7	83.8
6	市道 垣生 207号線	松山市西垣生町 389番1地先	松山市西垣生町 389番4地先	4.8 ～ 10.2	34.8
7	市道 久枝 283号線	松山市西長戸町 361番7地先	松山市西長戸町 361番5地先	4.3 ～ 8.8	34.7
8	市道 潮見 142号線	松山市吉藤四丁目 甲101番3地先	松山市吉藤四丁目 甲101番9地先	4.4 ～ 8.8	44.5
9	市道 余土 253号線	松山市市坪南二丁目 313番1地先	松山市市坪南二丁目 324番5地先	4.3 ～ 8.7	73.5
10	市道 久米 255号線	松山市来住町 388番3地先	松山市来住町 388番8地先	4.3 ～ 9.1	44.8
11	市道 久米 256号線	松山市福音寺町 285番1地先	松山市福音寺町 29番1地先	5.3 ～ 9.7	241.9
12	市道 小野 241号線	松山市南梅本町 甲1005番1地先	松山市南梅本町 甲1005番6地先	4.3 ～ 9.5	45.9
13	市道 浮穴 107号線	松山市井門町 62番5地先	松山市井門町 60番6地先	5.3 ～ 7.3	56.5
14	市道 浮穴 108号線	松山市森松町 178番1地先	松山市森松町 174番11地先	4.3 ～ 10.3	52.3
15	市道 石井 533号線	松山市古川西三丁目 1106番6地先	松山市古川西三丁目 1106番14地先	4.3 ～ 8.9	72.4
16	市道 石井 534号線	松山市居相四丁目 375番14地先	松山市居相四丁目 375番16地先	4.5 ～ 8.9	36.2

図面番号	路線名	起点	終点	敷地の幅員m	延長m
17	市道 石井 535号線	松山市居相五丁目 46番14地先	松山市居相五丁目 46番12地先	4.3 ～ 8.7	29.3
18	市道 石井 536号線	松山市西石井五丁目 348番13地先	松山市西石井五丁目 348番1地先	4.3 ～ 8.7	45.1
19	市道 桑原 279号線	松山市烟寺一丁目 632番1地先	松山市烟寺一丁目 632番2地先	4.3 ～ 8.7	15.1
20	市道 桑原 280号線	松山市烟寺一丁目 683番8地先	松山市烟寺一丁目 680番13地先	4.3 ～ 8.8	80.1
21	市道 桑原 281号線	松山市東野三丁目 甲282番3地先	松山市東野三丁目 甲282番6地先	4.3 ～ 11.4	23.4
22	市道 余土 254号線	松山市余戸東五丁目 24番1地先	松山市余戸東五丁目 24番7地先	4.4 ～ 8.8	17.1
23	市道 伊台 181号線	松山市南白水一丁目 1番18地先	松山市南白水一丁目 1番8地先	6.0 ～ 13.3	191.7
24	市道 伊台 182号線	松山市南白水一丁目 5番1地先	松山市南白水一丁目 6番8地先	6.0 ～ 13.4	179.5
25	市道 伊台 183号線	松山市南白水一丁目 5番1地先	松山市南白水一丁目 5番6地先	6.0 ～ 13.3	92.7
26	市道 伊台 184号線	松山市南白水一丁目 12番3地先	松山市南白水一丁目 7番1地先	6.0 ～ 14.4	295.0
27	市道 伊台 185号線	松山市南白水一丁目 8番10地先	松山市南白水一丁目 8番6地先	6.0 ～ 13.4	69.3
28	市道 伊台 186号線	松山市南白水一丁目 11番1地先	松山市南白水一丁目 33番地先	5.0 ～ 7.0	19.3
29	市道 浮穴 109号線	松山市森松町 648番15地先	松山市森松町 648番17地先	4.3 ～ 8.7	32.9
30	市道 石井 537号線	松山市今在家一丁目 441番5地先	松山市今在家一丁目 441番11地先	4.0 ～ 8.3	109.1